

令和2年度 施設長会（2月） 会議資料

（川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会）

— 議 題 —

- 1 各プロジェクト委員会の進捗状況等について …資料1
- 2 施設長会での情報交換について …資料2
「本日のテーマ：新型コロナウイルス感染症について」※全議題終了後に行います。
- 3 神奈川県社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会について
 - (1) 課題別プロジェクト会議（災害・人材確保・介護報酬改定）について …資料3
 - (2) 第56回関東ブロック老人福祉施設研究総会・第19回かながわ高齢者福祉研究大会合同大会について …資料4
- 4 関東ブロック老人福祉施設連絡協議会について
- 5 令和3年度事業計画（案）について …資料5
- 6 その他
 - (1) 川崎市社会福祉協議会会員及び会費制度等検討委員会について …資料6
 - (2) 第2回施設部会研修会（3/12）について …別添資料①
 - (3) 人材バンク・高齢センターより …別添資料②

各プロジェクト委員会の進捗状況について

1 災害プロジェクト委員会

(1) 委員会等実施状況

第3回 / 2月12日(金) 10時～ オンライン・エポック中原

(2) 協議概要

- ・高齢者・障害者施設情報共有システムの構築（健康福祉局庶務課より説明）
- ・BCPに関する研修会について（報告）

日 時：2月3日（水）13時30分～

場 所：オンラインのみ

参加者：55名（老人32名、障害9名、保育8名、児童1名、その他5名）

内 容：「高齢者施設等における自然災害発生時の事業継続計画(BCP)に関する研修会」

講師：MS&AD インターリスク総研株式会社 岡本慎一 氏

①講義②質疑応答

⇒ BCPの基本的なことや雛形もあり、研修会の理解度、満足度は概ね高かったが、もっと具体策や完成されている雛形が欲しかったという意見もあった。アンケートの中で策定状況についての項目があったが、策定済み施設と未策定施設に分かれており、引き続き策定支援及び策定したBCPを用いた訓練方法等のニーズもあり、アンケート結果は次年度の取組みに活かしていく。

- ・応援職員の受入れマニュアル（雛形）の作成 ※次頁参照

⇒ まずは各委員が雛形を使った自施設のマニュアルを試し、加除訂正を行う。

その後、再度委員会で検討したものを今後施設長会で配布する。

- ・施設間連携及び情報共有について

⇒ 情報共有システムも構築され、各施設間での連携も取組みやすい環境になる。

事業協会とも協力しながら、引き続き本委員会で施設間連携の仕組みを検討していく。

- ・次年度の取組み

⇒ 基本的には今年度やってきたことを次年度も継続して行う。

ただ、各取組みが大きいテーマになっているので、必要に応じて施設長会等で検討する。

- (1) 災害に関する研修会等の開催について
- (2) 応援職員の受入れマニュアルの作成
- (3) 福祉避難所（二次避難所）の円滑な運営に向けた検討について
- (4) 施設間連携及び情報共有について

応援職員の受入れマニュアル（雛形）について

1 目的

災害時には施設に対して、人的・物的資源などの支援・提供が行われるが、こうした応援に対して受入れ側の施設の準備が必ずしも十分とは言えない状況にある。

これまでの災害時でも外部機関からの応援を活かす体制が整っていないため応援要請を断ってしまう、あるいは応援職員に具体的な指示を出すことができない等、応援職員を有効活用できない事例が多く見受けられる。

こうした状況を踏まえ、本マニュアルは、災害時に自施設で福祉避難所（二次避難所）等が開設され、駆けつけた応援職員に対してオリエンテーションとして伝える内容を整理したものである。

応援職員を迅速かつ的確に受入れ、情報共有や各種調整等を行いやすくするための一助になればと考えている。

2 背景

（東日本大震災の時に外部支援者を受け入れた施設のアンケートより抜粋）

○外部支援者の受入れにあたって課題となったことについて【回答数順】

- ・外部支援者に対してマニュアルがなかった
- ・外部支援者をコーディネートできる人材、体制がなかった
- ・外部支援者等を受け入れた場合の食事、宿泊場所の確保

○外部支援者にお願いした活動内容について【回答数順】

- ・福祉避難所が開設された場合の運営
- ・施設職員のフォロー（介助補助等）
- ・様々なところから運搬、配布される物資の整理

2 人材プロジェクト委員会

(1) 委員会等実施状況

第5回 / 1月20日（水）14時～（オンラインとオフライン）

(2) 協議概要

- ・各ワーキンググループの進捗状況について

○人材定着グループ

⇒ ・令和3年度に向けた川崎市における介護人材確保策について意見交換会

日 時：2月2日（火）午前10時30分から ※オンライン、エポック中原

内 容：①令和3年度に向けた川崎市における介護人材確保策について

②その他

○人材発掘グループ

⇒ ・学生向け福祉業界アルバイト相談会

日 時：1月16日（土）13時～15時

場 所：エポック中原

参加者：10名 ※うち、8名がマッチング

内 容：①市内社会福祉施設のアルバイト情報等の提供
②食糧提供 等

・ハローワークでの福祉相談会について

日 時：1月27日（水）午後1時30分から

場 所：ハローワーク川崎

参加者：21名

内 容：①川崎市社会福祉協議会（施設部会）について
②福祉の仕事・資格の案内
③福祉の現場からの声

講師：川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会
人材プロジェクト委員会 伊藤規子 氏

④市内社会福祉施設の求人情報の提供

○人材に関する情報収集、提供グループ

⇒ ・施設長会での情報交換会について

テーマ：「令和2年介護人材確保事業関連事業について」

講 師：株式会社シグマスタッフ

日 時：12月16日（水）施設長会内

場 所：てくのかわさき2階ホール・オンライン

参加者：35名（会場：14名、オンライン21名）

※詳細については、資料2により説明

・次年度の取組みについて

⇒ 今回の各委員からの意見等を踏まえ、次回委員会の際に検討する

次回：第6回実行委員会

3月17日（水）14時～ オンライン・エポック中原

災害プロジェクト委員会・人材プロジェクト委員会

任期満了に伴う委員選出スケジュール

	選出に係る事項	会議
2月	委員選任方法・スケジュールの確認	施設長会（2／17（水））
	募集案内 《募集期間》 2月22日（月）から3月26日（金）まで	
4月	選出状況を各施設へ報告	施設長会（4／21（水））
	災害・人材プロジェクト委員会の第1回委員会において 老施協会長より委嘱状交付	

※新委員が選出されるまでの間に委員会として活動が必要になった場合には、
本協議会会長と協議し、旧委員に活動をお願いする。

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会
災害プロジェクト委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会（以下、「本協議会」という）災害プロジェクト委員会（以下、「本委員会」という。）の設置運営等に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、本協議会の会員施設が発災時にも業務を継続して運営出来るよう、また市内の高齢者施設が連携することにより、利用者への安定したサービスが継続出来るよう、つぎの事項について検討する。

- (1) 職員の安全と行動に関すること
- (2) 利用者の安全とサービスの継続に関すること
- (3) 施設機能の維持と機能低下の予防に関すること
- (4) 市内施設との連携に関すること

(構 成)

第3条 委員構成は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、10名以内の委員をもって構成する
- (2) 委員は協議会施設長会において候補者を選出し、協議会会長が委嘱する
- (3) 委員の構成は川崎市内在いくつかのエリアに分け、それぞれの特性を考慮し選出する
- (4) 委員は施設長もしくは、施設運営に係る役職員とする
- (5) 委員の中に神奈川県社会福祉協議会老人福祉施設協議会災害対応検討委員会の川崎代表委員を含める

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長が代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、本協議会会長が定めた期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、会議のために必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、説明及び意見を聞くことが出来る。

3 委員会で検討された内容は、施設長会で報告をし、検討をする。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局は、川崎市社会福祉協議会福祉部施設団体事業推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年6月17日から施行する。

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会
災害プロジェクト委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会（以下、「本協議会」という）災害プロジェクト委員会（以下、「本委員会」という。）の設置運営等に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、本協議会の会員施設が発災時にも業務を継続して運営出来るよう、また市内の高齢者施設が連携することにより、利用者への安定したサービスが継続出来るよう、つぎの事項について検討する。

- (1) 職員の安全と行動に関すること
- (2) 利用者の安全とサービスの継続に関すること
- (3) 施設機能の維持と機能低下の予防に関すること
- (4) 市内会員老人福祉施設との連携に関すること
- (5) その他本委員会が必要と認めたこと

(構 成)

第3条 本委員会の委員は次の者とし、概ね10名程度の委員を以って構成する。

- (1) 本協議会会員施設（施設長又は施設運営に関わる役職員） 7名程度
- (2) 委員の構成は川崎市内をいくつかのエリアに分け、それぞれの特性を考慮し選出する
- (3) その他本協議会会長が必要と認める者

2 本委員会の委員は会員施設からの公募による選出を行い、本協議会会長が委嘱する。

(役 員)

第4条 本委員会には委員の互選により、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は本委員会を代表し、会の円滑な運営に努める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、本協議会会長が定めた期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、本委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 本委員会で検討された事項は、直近の施設長会での報告を行い、必要に応じた協議を行う。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局は、川崎市社会福祉協議会福祉部施設団体事業推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱を変更する場合は、施設長会において決定するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成27年6月17日から施行する。

この改正要綱は令和3年2月17日から施行する。

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会
人材プロジェクト委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会（以下、「本協議会」という。）
人材プロジェクト委員会（以下、「本委員会」という。）の設置運営等に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、川崎市内の老人福祉施設のこれからの運営を担う新たな福祉人材の発掘及び育成
とともに、既に働いている福祉人材がその専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいを持って働
き続けられる環境を構築していくため、次の事項について検討する。

- (1) 新しい福祉人材の発掘及び育成に関すること
- (2) 市内で既に働いている福祉人材の養成及び定着に関すること
- (3) 介護福祉士養成校等との連携に関すること
- (4) 市内福祉人材養成関係機関との連携に関すること
- (5) 市内会員老人福祉施設との連携に関すること
- (6) その他本委員会が必要と認めたこと

(構 成)

第3条 本委員会の委員は次の者とし、概ね10名程度の委員を以って構成する。

- (1) 本協議会会員施設（施設長又は施設運営に関わる役職員） 7名程度
- (2) 川崎市社会福祉協議会事業部福祉人材バンク 1名
- (3) 川崎市社会福祉協議会事業部人材開発研修センター 1名
- (4) 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 1名
- (5) その他本協議会会長が必要と認める者

2 本委員会の委員は会員施設からの公募による選出を行い、本協議会会長が委嘱する。

(代表)

第4条 本委員会には委員の互選により、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は本委員会を代表し、会の円滑な運営に努める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故
あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、本協議会会長が定めた期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、本委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 本委員会で検討された事項は、直近の施設長会での報告を行い、必要に応じた協議を行う。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局は、川崎市社会福祉協議会福祉部施設・団体事業推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この改正要綱は、平成31年4月17日から施行する。

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会
人材プロジェクト委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会（以下、「本協議会」という。）
人材プロジェクト委員会（以下、「本委員会」という。）の設置運営等に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本委員会は、川崎市内の老人福祉施設のこれからの運営を担う新たな福祉人材の発掘及び育成
とともに、既に働いている福祉人材がその専門性を活かして生き生きと活躍し、やりがいを持って働
き続けられる環境を構築していくため、次の事項について検討する。

- (1) 新しい福祉人材の発掘及び育成に関する事
- (2) 市内で既に働いている福祉人材の養成及び定着に関する事
- (3) 介護福祉士養成校等との連携に関する事
- (4) 市内福祉人材養成関係機関との連携に関する事
- (5) 市内会員老人福祉施設との連携に関する事
- (6) その他本委員会が必要と認めたこと

(構 成)

第3条 本委員会の委員は次の者とし、概ね10名程度の委員を以って構成する。

- (1) 本協議会会員施設（施設長又は施設運営に関わる役職員） 7名程度
- (2) 川崎市社会福祉協議会事業部福祉人材バンク 1名
- (3) 川崎市社会福祉協議会事業部総合研修センター 1名
- (4) 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 1名
- (5) その他本協議会会長が必要と認める者

2 本委員会の委員は会員施設からの公募による選出を行い、本協議会会長が委嘱する。

(役 員)

第4条 本委員会には委員の互選により、委員長1名及び副委員長2名を置く。

- 2 委員長は本委員会を代表し、会の円滑な運営に努める。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故
あるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、本協議会会長が定めた期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中で欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、本委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 本委員会で検討された事項は、直近の施設長会での報告を行い、必要に応じた協議を行う。

(事務局)

第7条 本委員会の事務局は、川崎市社会福祉協議会福祉部施設・団体事業推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱を変更する場合は、施設長会において決定するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、本委員会の運営に関し必要な事項は、本協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この改正要綱は、平成31年4月17日から施行する。

この改正要綱は、令和3年2月17日から施行する。

情報交換について（12/16）報告

日 時：12月16日（水）施設長会終了後

会 場：てくのかわさき2階ホール・リモート

テーマ：「令和2年介護人材確保事業関連事業について」

内 容：①講義 ②質疑応答

テーマ：「令和2年介護人材確保事業関連事業について」

講 師：株式会社シグマスタッフ

【アンケート結果】

- ・コロナ禍での他業種からの転職について、良い話が聞けた。当施設でも活用してみたい。
- ・もっと具体的な話を聞きたかった。定着事業でどのような施設に入職し、どのような仕事に携わり、どのくらい定着しているのか？また定着できなかったケールは何が問題だったのか？(本人の問題、受け入れ側の問題)など
- ・DVDに映っている方たちの表情、様子を見て「人手」ということだけではなく、介護現場への就労を希望する方たちの受け入れを行うことの大切さを改めて感じました。
- ・技能実習生がストップしていたので、ぜひ今度、特定技能実習生に情報をいただきたいと思いました。
- ・シグマさんのやっていることが分かったので良い機会でした。正直身近には感じませんでした。もっといろいろなところでPRすればよいのにと感じました。
- ・ベトナム、インドネシア、タイなどが技能実習のみという点勉強になりました。
- ・ロボットは片手間な感じがしました。シグマさんは力持ちと思うが、市の施策はどこを担っているのか、曖昧さが残る。あまり良い状態ではないと思う。
- ・それぞれのテーマがすべて重要な割には、内容説明に具体性(実例)が欠けていた。途中で挿入されたイメージ動画に時間を割かずにもっと実例を報告してほしかった。

【次回希望テーマ】

- ・新型コロナウイルス感染症について
- ・外国人の技能実習生や特定技能実習生について
- ・今回の4テーマは総て大切なものであり、それぞれ詳細な実例報告を聞かせて頂きたかった為、今後は個々のテーマに関する詳細情報を望む。

情報交換について（2/17）

日 時：2月17日（水）施設長会終了後

会 場：リモート・エポック中原

テーマ：新型コロナウイルス感染症について

内 容：情報交換

【コロナに関連して寄せられている意見等】

- ・コロナとインフルエンザへの対応
- ・PCR 検査について
- ・ゾーニングについて
- ・マニュアル、BCP について
- ・廃棄物の処理について
- ・慰労金、補助金等について
- ・今後の施設経営について
- ・（県・県社協）応援職員派遣事業への参加状況について
- ・利用者支援で工夫していること（サービス、ストレス軽減の余暇活動等）
- ・地域との連携を継続する方法（町内会や地区社協、民生委員、ボランティア等）

※厚生労働省より、2月12日付の事務連絡で、

「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その4）」が発出されております。（理事会や評議員会の開催等について）

神奈川県社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会 各課題別プロジェクト会議の進捗状況報告について

1 災害対応プロジェクト会議

(1) メンバー

牧田施設長（片平長寿の里）、平本施設長（すえなが）、松田施設長（風光）

(2) 会議等

日 時： 月 日（ ） 時～

会 場：

内 容：

2 人材確保対応プロジェクト会議

(1) メンバー

依田施設長（金井原苑）、仁科施設長（桜寿園） ※磯野会長担当プロジェクト

(2) 会議等

日 時： 月 日（ ） 時～

会 場：

内 容：

(3) その他

- ・プロジェクト会議メンバーの所属施設を対象に「無資格・未経験者にスポットを当てたアンケート」を行っている。アンケート結果を基に、無資格・未経験者の方が実際にどのように就職し、どこから情報を得たのか、どのような部分に魅力を感じたのか、何が就職の決め手になったのか、就職活動の際にもっと知りたかったことなどを聞き取り、各施設における無資格者・未経験入職者の現状や課題の整理、共有を行うことを目的とする。

3 介護報酬改定対応プロジェクト会議

(1) メンバー

清水施設長（夢見ヶ崎）、白井施設長（富士見プラザ）

(2) 会議等

日 時： 月 日（ ） 時～

会 場：

内 容：

【神奈川県社協より】
介護報酬改定対応プロジェクト会議メンバーの推薦について（依頼）

1 推薦依頼

標記 プロジェクト会議につきましては、令和3年度介護報酬改定に向け、貴団体よりご推薦頂いたメンバーの皆様のご尽力のもと、令和2年3月報告書の取りまとめ、9月会員施設向け報告会を行うことができました。

令和3年度介護報酬改定を目前に、介護報酬改定対応プロジェクト会議については一区切りがついているところではありますが、令和6年度介護報酬改定に向け、引き続き経年的に取り組んでいくため、貴団体より改めて介護報酬改定対応プロジェクト会議メンバーをご推薦頂きたいと思っております。また、経年的な取り組みの観点から、可能な限り現プロジェクトメンバーの方々に再任頂きたいと存じます。

2 推薦人数 2名

3 推薦期日 令和3年3月31日（水）まで



	選出に係る事項	会議
2月	委員選任方法・スケジュールの確認	施設長会（2 / 17（水））
	募集案内 《募集期間》 2月22日（月）から3月26日（金）まで	
3月	老施協正副会長等会議により募集状況確認後、 神奈川県社協へ推薦（3/31まで）	
4月	各施設へ推薦者報告	施設長会（4 / 21（水））

第56回関東ブロック老人福祉施設研究総会・ 第19回かながわ高齢者福祉研究大会合同大会

※新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、
完全リモート開催となりました。

テーマ：「夢ある「地域共生社会」を目指して
～支え合う 人生100年時代の介護～」（仮）

日時：令和3年6月30日～7月31日
※動画視聴期間

主催：関東ブロック老人福祉施設連絡協議会
社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会老人福祉施設協議会
関東ブロック老人福祉施設研究総会・かながわ高齢者福祉研究
大会合同大会実行委員会

共催：公益社団法人全国老人福祉施設協議会
一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会老人福祉施設協議会
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会高齢者福祉施設部会

後援：神奈川県
横浜市
川崎市
相模原市

協力：神奈川県介護福祉士養成校連絡協議会
ハローワーク横浜
かながわ福祉人材センター

参加費：12,000円（一人）

※配信内容

(下記内容が動画視聴可能になります。)

(8) 以降については、発題ごとに視聴が可能になる予定です。)

- | | | | |
|--|---|-------------------------------|---------|
| (1) オープニング | } | 50分
以内 | |
| (2) 主催者挨拶 | | | |
| (3) 来賓祝辞 | | | |
| (4) 令和2年度・令和3年度感謝状受賞者名簿エンドロール | | | |
| (5) 関東ブロック老人福祉施設連絡協議会 各都県市代表者紹介 | | | |
| (6) 基調報告
全国老人福祉施設協議会 常任理事・業務執行理事
参議院厚生常任委員長 園田 修光氏 | | | |
| (7) 次回開催県紹介(山梨県) | | | |
| (8) 特別分科会(介護報酬改定・新型コロナ対応) | } | 1,640分
以内
※発題ごと
視聴可能 | |
| (9) 第56回関東ブロック老人福祉施設研究総会 | | | 研究発表40題 |
| (10) 第19回かながわ高齢者福祉研究大会 | | | 研究発表80題 |
| (11) 第19回かながわ高齢者福祉研究大会 | | | 介護技術10題 |

令和3年度 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会施設部会
老人福祉施設協議会 事業計画（案）

介護保険制度が創設20年を迎え、本年度は介護保険制度改正と介護報酬改定が行われ、老人福祉施設を取り巻く環境の変化に応じた対応が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態の中でも、本協議会では、各会員施設において質の高い、安定した施設運営が進められるよう、施設職員の資質向上のための研修や施設間での情報共有のための取組をオンライン等も活用しながら実施していきます。

また、市内各種福祉関係団体から構成される社会福祉協議会の特性を活かし、各会員施設並びに行政、関係機関との連携・協力をこれまで以上に図りながら、地域包括ケアシステムの推進、介護人材の確保・定着・発掘、災害時の対応等、地域に根差した取組の検討に努めるとともに、引き続き、川崎市老人福祉施設事業協会との協議を持ちながら、会員施設の運営に有意義となる必要な取組の実施及び検討、事業の整理を進めていきます。

1 正副会長等会議（随時）

協議会の事業計画及び実施について協議する。

2 施設長会（川崎市老人福祉施設事業協会施設長会と合同開催）

- (1) 事業の推進及び連絡調整を行う。
- (2) 施設運営に係る各種情報交換を行う。
- (3) その他必要な事項について協議する。

※原則、偶数月第3水曜日開催予定（8月のみ第4水曜日）

3 調査・研究事業

(1) 災害プロジェクト委員会の開催

発災時の対応や平時からの備え、発災後の事業継続等に関する協議及び取組を行う。

(2) 人材プロジェクト委員会の開催

介護人材の確保及び定着、発掘に関する協議及び取組を行う。

(3) 次期介護報酬改定を見据えた取組の実施

①他機関との連携による次期介護報酬改定を見据えた検討及び取組の実施

②令和2年度決算に基づく経常増減差額比率（収支差額率）調査の実施

(4) 市内老人福祉施設の人材確保等に関する調査の検討及び取組の実施

(5) 川崎市老人福祉施設事業協会実施事業への協力

4 研修・交流事業

(1) 老人福祉施設関係者等研修会を開催する。

災害や人材に関する研修会の他、必要なテーマに基づく研修を実施

(2) 神奈川県社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会、関東ブロック老人福祉施設連絡協議会、首都圏高齢者福祉協議会、大都市社会福祉施設協議会、全国社会福祉協議会の各種大会、研修会等に参加及び協力を行う。

(3) 第 56 回関東ブロック老人福祉施設研究総会・第 19 回かながわ高齢者福祉研究大会合同大会への参加及び協力

日時：令和 3 年 6 月 30 日～7 月 31 日

方法：リモート開催（動画視聴）

(4) 第 63 回大都市社会福祉施設協議会（川崎市大会）への参加及び協力

日時：令和 4 年 2 月 3 日（木）～4 日（金）

会場：川崎市産業振興会館

5 連携・調整事業

(1) 会員間の情報共有、連携・調整の強化を図る。

(2) 川崎市老人福祉施設事業協会との連携を図る。

(3) 川崎市福祉人材バンク、総合研修センター等の人材育成関連部署との連携を図る。

(4) 神奈川県社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会、関東ブロック老人福祉施設連絡協議会、首都圏高齢者福祉協議会、大都市社会福祉施設協議会、全国社会福祉協議会との連携を図る。

(5) その他、関係機関、団体との連携・調整を図る。

6 その他

(1) 川崎市老人福祉施設事業協会との協議の上、必要に応じた事業調整を行う。

(2) その他、必要な事業を行う。

【令和 3 年度 事業予定】

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
施設長会	21 日		16 日		25 日		20 日		15 日		16 日	
災害 P												
人材 P		19 日		21 日		15 日		17 日		19 日		16 日

※施設長会は原則、偶数月第 3 水曜日開催予定（8 月のみ第 4 水曜日）

※人材プロジェクト委員会は原則、奇数月第 3 水曜日開催予定

会員及び会費制度検討の報告について

川崎市社会福祉協議会

1 経過

令和2年4月の市社協及び7区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)の法人合併に向けて、川崎市・区社協正副会長会議において会員及び会費制度等の検討を重ねた結果を踏まえ、合併前の会員のあり方を尊重し、市域活動を推進する「市会員」と身近な区域の活動を推進する「区会員」を設置する会員規程の改正を令和元年6月12日(施行は令和2年4月1日)に行ったところである。

この改正により、「市会員」と「区会員」の両方に入会資格のある第6種会員である社会福祉施設から「市会員」と「区会員」の両方の入会の必要性について等の課題が指摘されたことから、会員及び会費制度の検討を行った。

2 主な検討結果**(1)市会員と区会員のあり方について**

入会にあたって「市会員」又は「区会員」のどちらからの入会であっても、合併して一法人となった「市社協」の会員であるという考えが示された。

現状では、市会員には市域の情報、区会員には区域の情報がそれぞれに提供されているが、今後については、市会員-区会員の区分にかかわらず、社会福祉協議会に係る市域及び区域の両方の情報を提供する環境を整備していく。

(2)第6種会員社会福祉施設の市会員及び区会員の入会について**①入会について**

合併により、市会員と区会員の両方へ入会することが基本的な考えとなるが、法人合併後の経過措置として、どちらか片方の入会でも当分の間は認めていくべきであるとの意見が多数あった。

第6種会員社会福祉施設について、市会員と区会員の両方の入会資格がある社会福祉施設については、両方に入会して地域と市域の両方で活動に参加が出来るようにする。ただし、当分の間は片方の入会も認めるものの、両方の入会を促していく。

②会費額について

第6種会員社会福祉施設が市会員と区会員の両方に入会する場合、会費案については次のとおりとし、入会を促進するため施設の規模に応じた会費額を設定する。

また、会費は市社協が一括して請求を行い、区社協に配分する。

ア 通所施設

市会費 4,000 円と区会費 5,000 円を合算した 9,000 円を基本とする。

イ 入所施設

市会費 8,000 円と区会費 10,000 円を合算した 18,000 円を基本とする。

ウ 定員が 50 名未満の社会福祉施設について

基本額の 8 割程度の会費額を設定する。

	50 名以上	50 名未満
通所施設 (会費配分額)	9,000 円 (市社協 4,000 円、 区社協 5,000 円)	7,000 円 (市社協 3,000 円、 区社協 4,000 円)
	50 名以上	50 名未満
入所施設 (会費配分額)	18,000 円 (市社協 8,000 円、 区社協 10,000 円)	15,000 円 (市社協 6,500 円、 区社協 8,500 円)

③入会案内について

市会員と区会員の両方に入会資格のある社会福祉施設への入会案内は、市社協が一括して行う。

④公の施設について

市社協は、川崎市が進める地域包括ケアシステムの中心的なパートナーとしての役割を担っていかなければならない。

このような背景の中で、こども文化センターをはじめ、川崎市の「公の施設」は、市会員と区会員の両方に加入して、市域と区域の活動に参加していくべきである。

⑤施設を多く抱える法人の負担軽減について

市域に施設を多く抱える社会福祉法人等の会費については、負担軽減を考慮する中で、加入継続あるいは促進に向けて、別途協議を進めていくとが必要と考える。